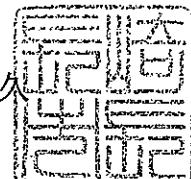


長崎市告示第 263 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17
第1項の規定により指定区域を指定するので、同条第2項の規定より公示します。

平成27年 4月14日

長崎市長 田上富久



	指定区域の所在地	埋立地の区分
1	長崎市戸石町13番の一部、19番1の一部、34番1の一部、36番口の一部、37番第1、37番第2、38番の一部、39番、40番イ第1、40番イ第2、40番口、41番2の一部、41番3の一部、42番の一部、43番の一部、44番の一部、48番1、49番の一部、62番の一部、63番の一部、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、又70番、71番、72番、73番の一部、74番イの一部、74番ハの一部、82番の一部、88番1の一部、88番2の一部、88番10の一部、88番11の一部、88番12の一部、88番イの一部、88番ホの一部、88番への一部、88番トの一部、88番チの一部	廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地